平成２４年（再イ）第１６号

山口県光市大字小周防820番地16

再生債務者　三好　秀樹

1　決議に付する再生計画案　平成24年10月19日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年11月26日

3　再生計画案に対する回答期間　平成24年11月26日まで

平成24年10月29日　山口地方裁判所周南支部

平成２４年（再イ）第１５号

山口県宇部市大字小串19番地14

再生債務者　福本　信敬

1　決議に付する再生計画案　平成24年10月25日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年11月26日

3　再生計画案に対する回答期間　平成24年11月26日まで

平成24年10月29日　山口地方裁判所宇部支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第４５７号

福岡県大野城市白木原１丁目９番32号　リヴェール大田201号

再生債務者　古田　康宏

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成24年10月22日

福岡地方裁判所第４民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第１１号

埼玉県加須市南小浜603番地19

再生債務者　平松　祥一

1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年11月16日まで

4　一般異議申述期間　平成24年11月30日から平成24年12月７日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１０００２号

茨城県水戸市東原２丁目５番31号　イーストグリーンⅡ201号

再生債務者　大坂　克治

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年９月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年10月24日　水戸地方裁判所

平成２４年（再ロ）第９号

千葉県市原市辰巳台東１丁目８番地76

再生債務者　高石　和幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年10月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年10月24日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再ロ）第１１号

兵庫県西宮市名塩平成台19番地３

再生債務者　藤本　洋次

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年10月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年10月24日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２４年（再ロ）第１号

兵庫県姫路市花田町高木255番地４

再生債務者　宮本　尚美

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年10月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年10月26日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（再ロ）第３号

徳島県徳島市応神町古川字戎子野139番地の８　ハイツ徳島105号室

再生債務者　宮下　広和

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年10月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年10月26日　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（再ロ）第２号

愛媛県今治市大西町九王甲731番地47

再生債務者　林　　志帆

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年10月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年10月29日　松山地方裁判所今治支部

平成２４年（再ロ）第６号

千葉県柏市布施991番地４

再生債務者　山本　朋美

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年10月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年10月24日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

企業年金基金変更公告

都市ガス企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。

1．新事務所の所在地　東京都港区虎ノ門１丁目15番12号

2．旧事務所の所在地　東京都中央区銀座３丁目８番13号

3．変更年月日　平成24年11月３日

平成 24 年 11 月６日　都市ガス企業年金基金

理事長　岩崎　清悟

吸収分割公告

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年十月三十一日

掲載頁　一一八頁（号外第二三七号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十四年十一月六日

東京都品川区西五反田二丁目一八番二号

（甲）株式会社愛総合福祉

代表取締役　鈴木　正雄

東京都世田谷区上野毛二丁目八番三号

（乙）有限会社ティアイ介護サービス

代表取締役　鈴木　治雄

吸収分割公告

左記会社は、吸収分割して甲はこの飲食店「日本２０アクアマリン」の事業に関する権利義務を承継しこの会社はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年七月三日

掲載頁　九十四頁（号外第一四五号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年八月三十日

掲載頁　四十頁（号外第一八八号）

平成二十四年十一月六日

横浜市西区岡野二丁目一番二〇号

（甲）株式会社南幸商事

代表取締役　高橋　伸之

横浜市西区岡野一丁目一六番一四号

（乙）株式会社ジー・ストーン

代表取締役　砂子間明博

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲はこの事業に関する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年六月二十九日

掲載頁　二三三頁（号外第一四三号）

平成二十四年十一月六日

岡山県倉敷市平田九二三番地一

（甲）株式会社メッセージ

代表取締役社長　古江　博

岡山県岡山市北区下中野一二二三番地七

（乙）株式会社エムエステート

代表取締役社長　奥村　孝行